

府中市道路等包括管理事業
(全域2期)

公募型プロポーザル募集要項

令和5年9月

府 中 市

目 次

第1章 総 則

- 1 府中市道路等包括管理事業 1
- 2 事業方式 1
- 3 災害時等の協力体制 1

第2章 事業概要

- 1 事業概要 2
- 2 対象業務 9

第3章 公募型プロポーザル募集要項

- 1 参加資格 11
- 2 参加手続 12
- 3 一次審査 18
- 4 二次審査 19
- 5 一次審査及び二次審査の選定方法等 21
- 6 契約内容及び業務内容等の協議 21
- 7 事業契約に関する事項 21

第4章 その他

- 1 その他の事項 23

(様式)

公募型プロポーザル方式への参加申込書

第1章 総則

1 府中市道路等包括管理事業

府中市道路等包括管理事業（以下、「本事業」という。）は、「府中市インフラマネジメント計画（2018年度）」及び令和6年度以降に更新が予定されている新たな「府中市インフラマネジメント計画」に基づき実施する。

本事業は、舗装の補修や街路樹剪定などの異なる業務を一括して複数年度契約で事業者へ委託し、合わせて事務処理方法の見直し及び効率化を行うとともに、性能発注の手法を取り入れることで民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上及び管理経費増大の抑制を図り、予防保全型管理を目的とする官民連携事業である。

また、市道等を市民が継続して安全に利用できることを前提とし、市が管理する道路等の施設を対象とした維持管理や補修等を包括的に民間事業者へ委託するものであり、府中市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）における市の中心拠点である府中駅周辺地区や馬場大門のケヤキ並木、その他駅周辺等の地域拠点等のにぎわいの創出やまちづくりへの協力、景観・環境維持等に貢献することを期待する。

なお、本事業においては、市民サービスの維持向上及び予防保全型管理の促進を目的とし、同時に事業者の業務遂行意欲を高めるため、指標連動方式によるインセンティブ付与制度等の導入を予定している。

2 事業方式

本事業は、市が管理する道路等の施設を対象とし、行政行為に係る業務は引続き市が担い、受注者が行う業務は総価契約の業務と単価契約の業務に区分する。

なお、受注者は、市からの本事業の推進に係る、業務遂行上の品質の確認や経費の調査等について協力をするものとする。

3 災害時等の協力体制

市が「府中市地域防災計画」で定義する災害が発生した場合には、受注者は、市の指揮命令系統下に置かれるものとし、また、国、東京都、府中警察署、府中消防署等の関連機関より市へ協力要請がある場合は、災害対策本部の指示により対応するものとする。

また、市民等が対象施設を災害時等に使用不能や通行不可とならないよう、資機材や人員体制を構築し事前巡回を行い、災害等発生後は速やかに危険箇所等について対応しなければならない。

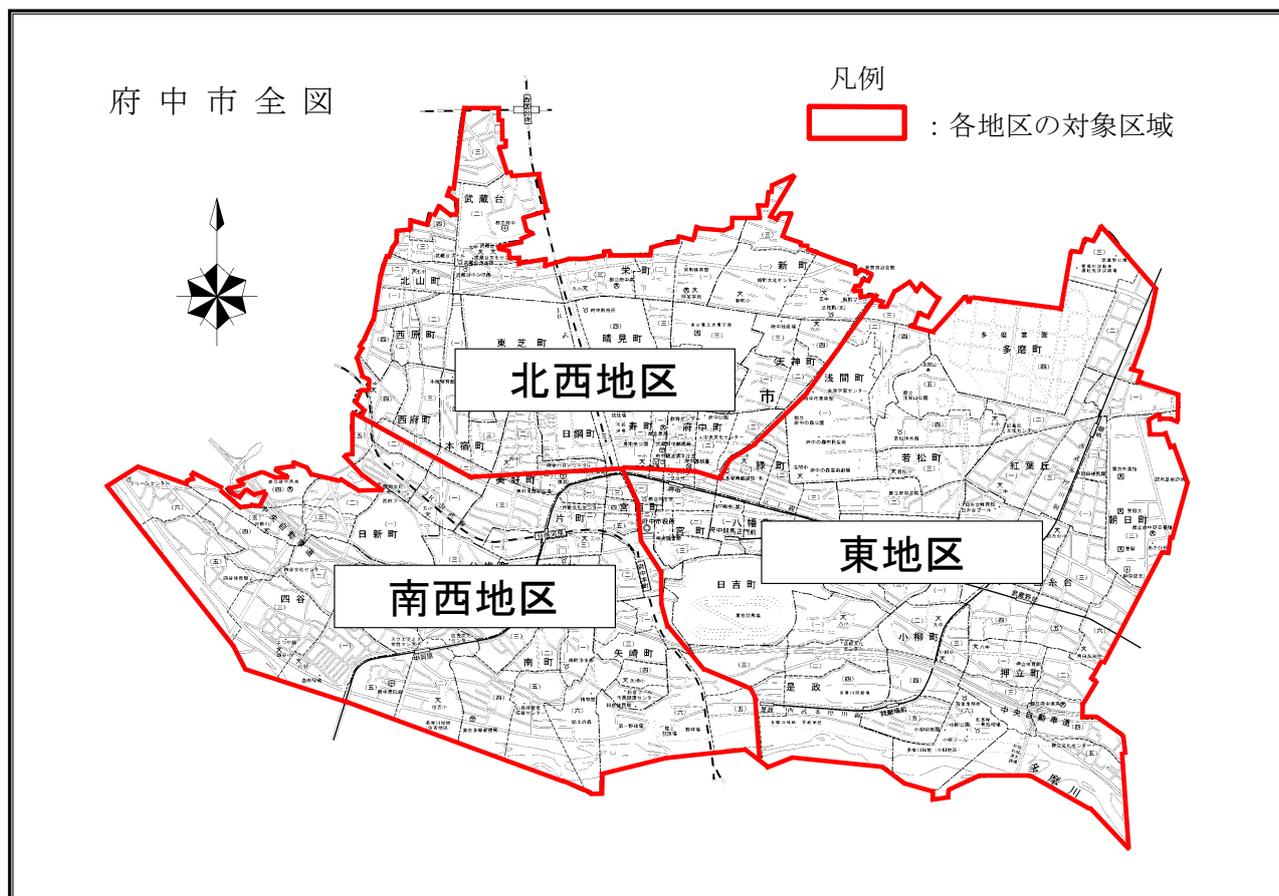
なお、本事業において市及び本業務の各地区の受注者は、災害時等に対応するための協力体制を構築し、相互協力協定等を結ぶものとする。

第2章 事業概要

1 事業概要

本事業は、市全域を次の「図1 各地区の分割図」に示す「東地区」「南西地区」「北西地区」の3地区に分割する。また、各地区の事業概要は、(1)から(3)に示すとおりとする。

図1 各地区の分割図



(1) 東地区の事業概要

- ア 業務件名 府中市道路等包括管理事業（東地区）
- イ 対象業務 「第2章2 対象業務」に示すとおり
- ウ 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- エ 委託料上限額

総価契約 275,128千円/年（消費税及び地方消費税を含む）

※現時点では、令和6年度以降の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約する。

※履行期間中の総価契約支払い額は平準化する。

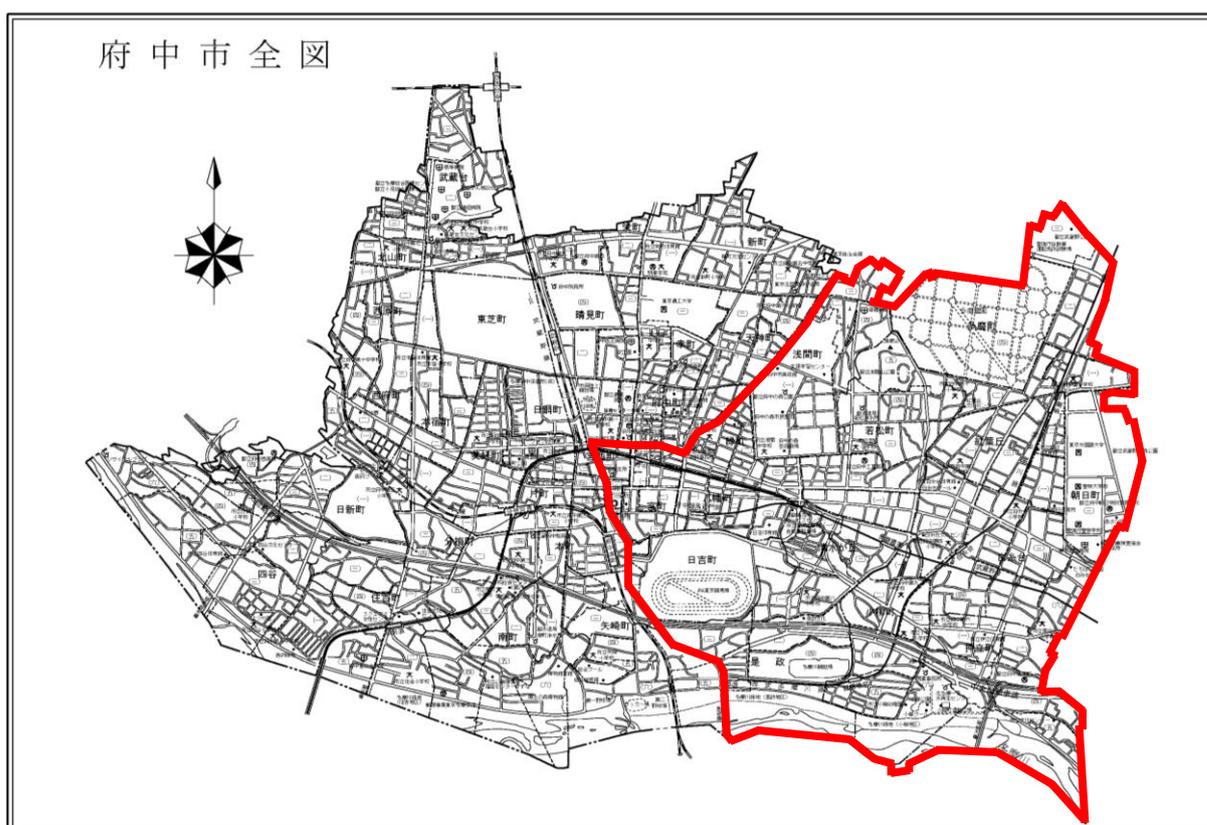
※単価契約は契約業者との随意契約を予定しています。

履行期間は、総価契約と同様とし、各工種は毎年度見直しを図ることとします。

オ 対象区域

次の「図2 東地区 対象区域図」に示す、南側及び東側は近隣市との行政境界、南西側は府中街道（主要地方道17号・9号）、北西側は甲州街道（一般国道20号）と小金井街道（主要地方道15号）、北側は近隣市との行政境界に囲まれる区域とする。

図2 東地区 対象区域図



カ 対象施設

対象区域、約1,341haにおける、次の施設を対象とする。

表 1 東地区対象施設一覧表

施設		数量
道路	市道	1,029 路線 (183,527m)
	道路橋	5 橋
	歩道橋	5 橋
	ペDESTリアンデッキ	2 か所
	エレベーター	5 基
	エスカレーター	2 基
	大型構造物	6 か所
	けやき並木通りのケヤキ等	63 本
	低木	26,597 m ²
	中・高木	3,649 本
	道路反射鏡	1,246 基
	施設案内標識	206 基
	警戒・その他標識	159 基
	街区表示板	2,691 基
遊歩道等	舗装・車止め等	3 路線
法定外公共物	市有通路	78 か所
	赤道・水路・その他市が管理するもの	市保有の特定図面参照

(2) 南西地区の事業概要

- ア 業務件名 府中市道路等包括管理事業（南西地区）
- イ 対象業務 「第2章2 対象業務」に示すとおり
- ウ 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- エ 委託料上限額

総価契約 166,386千円/年（消費税及び地方消費税を含む）

※現時点では、令和6年度以降の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約する。

※履行期間中の総価契約支払い額は平準化する。

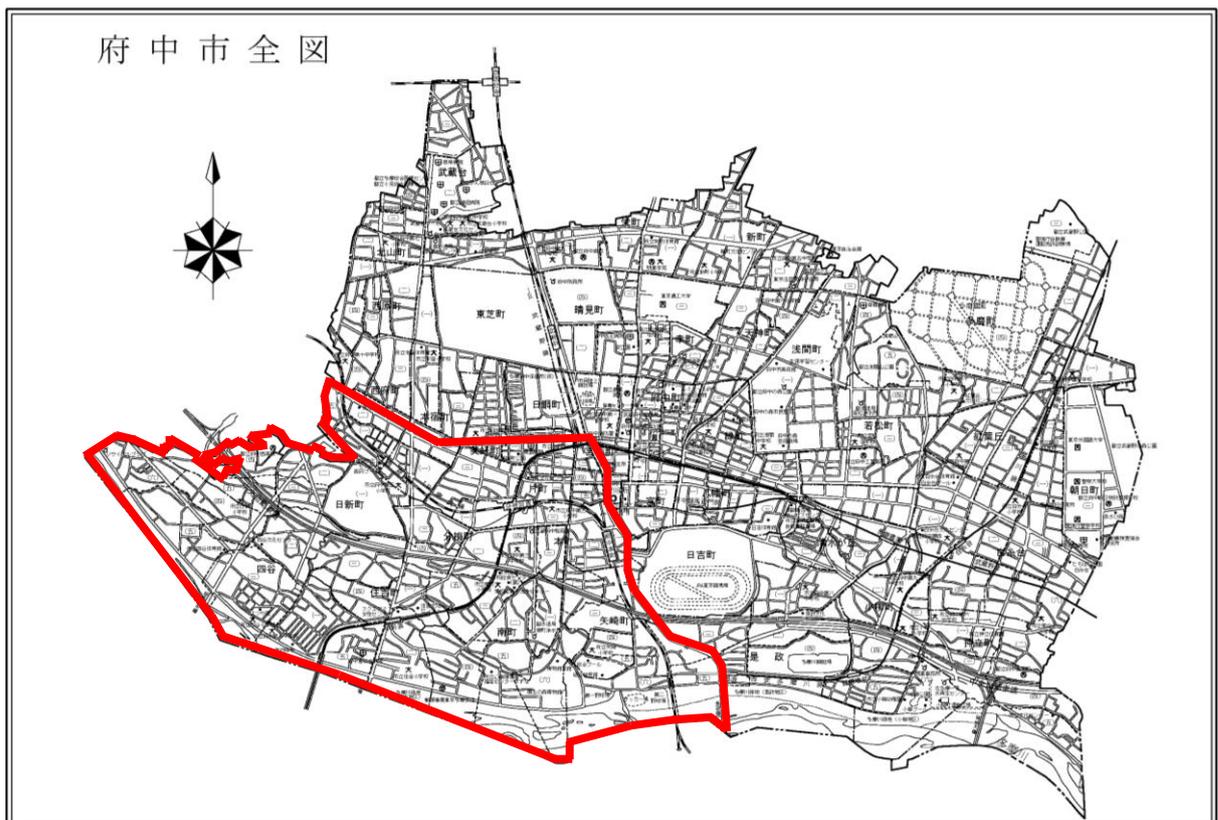
※単価契約は契約業者との随意契約を予定しています。

履行期間は、総価契約と同様とし、各工種は毎年度見直しを図ることとします。

オ 対象区域

次の「図3 南西地区 対象区域図」に示す、南側及び西側は、近隣市との行政境界、北側は甲州街道（一般国道20号）、東側は府中街道（主要地方道17号・9号）に囲まれる区域とする。

図3 南西地区 対象区域図



カ 対象施設

対象区域、約870haにおける、次の施設を対象とする。

表 2 南西地区対象施設一覧表

施設		数量
道路	市道	815 路線 (145,458m)
	道路橋	15 橋
	歩道橋	6 橋
	エレベーター	6 基
	エスカレーター	4 基
	大型構造物	9 か所
	低木	17,288 m ²
	中・高木	2,321 本
	道路反射鏡	909 基
	施設案内標識	179 基
	警戒・その他標識	134 基
	街区表示板	2,109 基
遊歩道等	舗装・車止め等	5 路線
法定外公共物	市有通路	63 か所
	赤道・水路・その他市が管理するもの	市保有の特定図面参照

(3) 北西地区の事業概要

- ア 業務件名 府中市道路等包括管理事業（北西地区）
- イ 対象業務 「第2章2 対象業務」に示すとおり
- ウ 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- エ 委託料上限額

総価契約 130,602千円/年（消費税及び地方消費税を含む）

※現時点では、令和6年度以降の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約する。

※履行期間中の総価契約支払い額は平準化する。

※単価契約は契約業者との随意契約を予定しています。

履行期間は、総価契約と同様とし、各工種は毎年度見直しを図ることとします。

オ 対象区域

次の「図4 北西地区 対象区域図」に示す、南側は甲州街道（一般国道20号）、西側及び北側は近隣市との行政境界、東側は小金井街道（主要地方道15号）に囲まれる区域とする。

図4 北西地区 対象区域図



カ 対象施設

対象区域、約732haにおける、次の施設を対象とする。

表 3 北西地区対象施設一覧表

施設		数量
道路	市道	632 路線 (107,967m)
	道路橋	1 橋
	歩道橋	4 橋
	エレベーター	1 基
	大型構造物	3 箇所
	けやき並木通りのケヤキ等	65 本
	低木	11,776 m ²
	中・高木	2,327 本
	道路反射鏡	1,012 基
	施設案内標識	133 基
	警戒・その他標識	25 基
街区表示板	2,070 基	
法定外公共物	市有通路	73 箇所
	赤道・その他市が管理するもの	市保有の特定図面参照

2 対象業務

「表4 対象業務 一覧表」を対象業務とし、全地区（東地区、南西地区、北西地区）共通とする。また、業務内容の詳細は、別紙「府中市道路等包括管理事業（全域2期） 要求水準書」に示すとおりとする。なお、コールセンター業務は、東地区が全体を統括し、他2地区（南西地区、北西地区）は、コールセンターからの連絡対応の業務を行うこと。

表 4 対象業務 一覧表

	分類	業務項目	業務内容	
総 価 契 約	マ ネ ジ メ ン ト 業 務	1.統括マネジメント業務	① 業務計画書の作成	
			② 業務報告	
			③ 定例会議の開催	
			④ モニタリングの実施と報告	
			⑤ 引継ぎ作業	
		2.巡回業務	⑥ 定期巡回	
			⑦ 緊急巡回	
			⑧ 府中警察署との合同パトロール	
		3.事故対応業務	⑨ 事故対応	
		4.災害対応業務	⑩ 災害対応	
		5.コールセンター業務	⑪ 市民等からの要望相談受付 ※東地区が全体を統括し、他地区へ連絡。 他地区はコールセンターからの連絡対応を行う。	
		6.要望相談対応業務	⑫ 要望相談への対応	
	舗 装	7.補修・修繕業務	⑬ 損傷個所の補修・修繕（50万円未満）	
	構 造 物 道 路	8.道路反射鏡・案内標識・街区表示板管理業務	⑭ 道路反射鏡の維持管理	
			⑮ 案内標識の維持管理	
			⑯ 街区表示板の維持管理	
	植 栽	9.植栽管理業務	⑰ 街路樹の定期剪定業務（けやき並木通りのケヤキの剪定等を除く）	
			⑱ 除草(植栽柵、街渠、ILBの隙間等)	
		10.害獣・害虫対応業務	⑲ 害獣・害虫の対応	
	清 掃	11.法定外公共物・水路管理業務	⑳ 法定外公共物、廃滅水路、用水路の除草等の維持管理	
			12.清掃業務	㉑ 道路清掃
				㉒ 歩道清掃
			㉓ 雨水枿内の汚泥除去（浚渫）	
			㉔ 除雪	

		13. 占有物件管理業務	㉔ 不法占有物対応の支援 ㉕ 不法投棄の現地状況確認及び原状回復
単価契約	維持・工事	新設・補修・更新業務	新設・補修・更新業務 (50万円以上 500万円未満) ※50万円未満は、総価契約(補修・修繕業務)に含む
	街路樹	樹木剪定等業務	けやき並木通りのケヤキの剪定のほか、市道や法定外公共物・用排水路における倒木の処理、枯損木の伐採、補植など、日常の維持管理に該当しない業務及び植栽管理に対する受注者からの提案に基づく業務

第3章 公募型プロポーザル募集要項

1 参加資格

本事業は、対象業務一覧表の項目に掲げる各業務に対する要求水準書の内容を満たし、かつ次の各要件を満たす「企業又は団体によって構成する企業共同体又は団体（以下、「構成企業等」という。）」が応募することができるものとする。

- (1) 構成企業等は、東京都内に本店又は支店を有すること。
- (2) 構成企業等は、2社（団体）以上とし、府中市内に本店を有する企業又は団体を1社（団体）以上含むこと。ただし、契約後やむを得ない事情により構成企業等が変更になる場合、市の承諾を得ることができれば、この限りではない。

なお、各業務内容の再委託にあたっては、適切な管理業務の技術力、執行能力を十分に検討し、府中市建設業協会及び府中市造園業協会等に照会するなどして市内の事業者の活用を検討すること。

- (3) 府中市契約事務規則第34条に規定する指名競争入札参加資格を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (6) 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定により更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は申し立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをした者又は更正手続開始の申し立てをなされた者とみなす。
- (10) 構成企業等は、出資比率の最小限度については次の基準を満たしていること。また、構成企業等を代表する企業（以下、「主契約企業」という。）の出資比率は、構成企業中最大とし、市内企業の合計出資比率は25%以上となるようにすること。なお、契約後に事情により変更する場合においても、同様の出資比率とし、事前に市の承諾を得なければならない。

ただし、出資比率の算定にコールセンター業務は含まないものとする。

表 5 構成企業等の数と1社当たりの出資比率最低限度

	構成企業等の数	1社当たりの出資比率最低限度
ア	2社(団体)	30%以上
イ	3社(団体)	20%以上
ウ	4社(団体)	15%以上
エ	5社(団体)	12%以上
オ	6社(団体)	10%以上

※構成企業等の数が7社以上の場合は、市に確認すること。

※構成企業団体の数に上限はないものとする。

- (11) 再委託を行う場合は、市契約条項第3条に基づき、本業務の全部又は主要部分の実施を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (12) 構成企業等は、本事業における構成企業等名義の通帳を作成し、支払い状況が確認できる状況にしておかなければならない。

2 参加手続

参加手続は、主契約企業が行うことができる。

(1) 募集及び選定方法

本事業では、「道路の維持管理、補修・更新」を通じ、民間事業者による効率的・効果的事業を期待するものであることから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定する。

市は、「第3章2(3)オ 一次審査資料の受付」にある書類の提出を受け、一次審査を行い、その後、選定された者から「第3章2(3)キ 二次審査資料の受付」にある書類の提出を受け、二次審査(プレゼンテーション)を実施する。その結果、最も優秀な評価を受けた提案書の提出者を受注候補者として選定する。

なお、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則開示することとする。

(2) 選定スケジュール

選定は、次の「表6 選定スケジュール表」に示すとおりとする。また、各スケジュールの項目は、「第3章(3)」に示す。

表 6 選定スケジュール表

スケジュール		時期
ア	募集要項等の配布	令和5年9月8日(金)から9月27日(水)まで
イ	質問の受付	令和5年9月8日(金)から9月22日(金)まで
ウ	参考資料の閲覧(第1回)	令和5年9月8日(金)から9月22日(金)まで
エ	質問の回答及び公表	令和5年9月29日(金)頃
オ	一次審査資料の受付	令和5年9月8日(金)から10月6日(金)まで
カ	一次審査結果の送付	令和5年10月下旬頃
キ	二次審査資料の受付	令和5年10月下旬から11月上旬頃まで
ク	参考資料の閲覧(第2回)	令和5年10月下旬から11月上旬頃まで
ケ	受注候補者選定	令和5年11月下旬頃

(3) 各スケジュールの項目

ア 配布

1) 配布期間

令和5年9月8日(金)から9月27日(水)まで

※窓口での配布は、平日開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

2) 配布方法

都市整備部道路課インフラマネジメント担当(〒183-0056 府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎2階)で手渡し。ただし、予め電話で受取の日時の予約が必要。
又は、市ホームページで「道路等包括管理事業」で検索し、ダウンロード可能。

イ 質問の受付

1) 受付期間

令和5年9月8日(金)から9月22日(金)午後5時15分まで(必着)

2) 提出方法

任意の様式で、都市整備部道路課(douro07@city.fuchu.tokyo.jp)へ電子メールで提出すること。なお、電子メール以外での質問及び9月22日(金)午後5時15分以降に提出された質問については回答しないものとする。

ウ 質問の回答及び公表

回答方法は、令和5年9月29日(金)頃に、市ホームページで公表する。

エ 参考資料の閲覧(第1回)

提案書の作成にあたり、次のとおり参考資料を閲覧することができるものとする。

1) 閲覧できる参考資料

市が保管する資料のうち、府中市情報公開条例において非開示に該当しないもの。

2) 閲覧場所

(ア) 府中市都市整備部道路課事務室内

(〒183-0056 府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎2階)

※閲覧希望者は、予め電話で閲覧したい資料を伝え、日時を予約する。なお、準備に日数を要することがあるため、日程に余裕を持って問い合わせること。なお、府中駅北第2庁舎には駐車場が無いため、公共交通機関を利用すること。

① 施設管理に関する事項：道路課維持管理係 佐藤、堀内

042-335-4536 (直通)

② その他に関する事項：道路課インフラマネジメント担当 長谷川、石谷

042-335-4430 (直通)

(イ) 閲覧期間

参考資料の閲覧(第1回)：令和5年9月8日(金)から9月22日(金)まで

オ 一次審査資料の受付

参加を希望する構成企業等は、次の書類を提出期間に提出すること。

1) 公募型プロポーザル方式への参加申込書(本募集要項の末に添付)

2) 添付書類

主に次の基準に基づき審査を行い、参加者を選定するため、参加申込書と合わせて、次の項目を記載した添付書類を提出する(任意様式)。

(ア) 構成企業等における、構成の証明

(イ) 構成企業等の構成及び出資比率

(ウ) 会社経営規模の妥当性(資本金、売上高)

(エ) 業務の有効性

(オ) 履行保証力(自己資本比率等)

(カ) 瑕疵担保力(損害賠償保険の加入等)

(キ) 当該業務の知識・運営能力(本市及び他自治体等における類似業務の実績)

(ク) 倫理観(ISO14001等の取得状況等社会的貢献度)

(ケ) 建設業の場合は「経営事項審査」結果

(コ) その他の業種の場合は「経営事項審査」に準じる企業の健全性を示す資料

3) 提出期間

令和5年9月8日(金)から10月6日(金)午後5時15分まで(必着)

4) 提出部数

参加申込書 15部(正本1部、副本14部)

添付書類 15部(正本1部、副本14部)

5) 提出方法

都市整備部道路課インフラマネジメント担当の窓口(〒183-0056 府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎2階)へ提出のこと。また、郵送した場合は、提出期間内必着とし、郵送した旨をインフラマネジメント担当へ電話連絡すること。

カ 一次審査結果の送付

一次審査の結果は、令和5年10月下旬頃に主参加申込者の代表に対し書面により通知する。

キ 二次審査資料の受付

一次審査を通過した参加申込者は、次に示す資料を期限内に提出する。

1) 提案書

提案書は、別紙の「提案書作成要領」及び「提案書様式」に従い、「表8-1 受注候補者を選定するための評価基準表【基礎評価】」を様式1、「表8-2 受注候補者を選定するための取組方針及び特定テーマ評価基準表」の評価項目については、様式2及び様式3にて作成する。

(ア) 基礎評価

- ① 本事業への取組方針
- ② 本事業の実施体制
- ③ 見積金額

総価契約の金額は提案書様式に記載する。

- ④ (総価契約) 各業務の実施計画

(イ) 本事業への取組方針

- ① 本事業の取組
- ② 管理運営の取組
- ③ 各業務の取組
- ④ 取組方針に対する提案者のアピールポイント

(ウ) 特定テーマに関する事項

特定テーマは、次の9つの項目とする。

- ① 市民サービスの向上
(提案例：要望相談者への対応)
- ② 経費削減に関する創意工夫
(提案例：様々な媒体の活用による業務の効率化、作業の兼務化)
- ③ 災害時等の体制
(提案例：災害時等に備える資機材や配置する人員等の体制、複数班の編成)
- ④ 年間を通じた良好な沿道景観の維持
(提案例：効果的な除草計画、効率的な植栽管理)
- ⑤ 市内事業者の参画
(提案例：適切な技術力、執行能力を有した構成企業の参画数)
- ⑥ 市内事業者等の再委託事業者としての活用
(提案例：各業務への活用、公益社団法人府中市シルバー人材センターの活用)
- ⑦ 府中市道路等包括管理事業へ市内事業者の参画を促す取組
(提案例：包括管理委託等インフラ管理にかかる意見交換会の開催、他職種への拡大や維持管理のための要求水準に関する市との継続調整等)
- ⑧ 地域活性化への取組や地域活動等への協力等
(提案例：「府中まちなかきらら」や地元商工会等との連携、市が主催、後援するイベントや祭り等への協力、豪雨、降雪時等の子供や高齢者の見守り活動等)
- ⑨ 特定テーマへの取組における提案者のアピールポイント

(提案例：提案者が特にアピールしたいこと)

2) 見積書

(ア) 総価契約

見積書には本事業に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書を合わせて添付すること。なお、見積書は委託料上限額の範囲内で提示すること。

3) 提出期間

令和5年10月下旬から11月上旬頃まで 午後5時15分までとする。

4) 提出部数

15部(正本1部、副本14部)

5) 提出方法

都市整備部道路課インフラマネジメント担当の窓口(〒183-0056 府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎2階)へ提出のこと。また、郵送した場合は、提出期間内必着とし、郵送した旨をインフラマネジメント担当へ電話連絡すること。

ク 参考資料の閲覧(第2回)

提案書の作成にあたり、次のとおり参考資料を閲覧することができるものとする。

1) 閲覧できる参考資料

市が保管する本業務に関する資料のうち、府中市情報公開条例において非開示に該当しないもの。

2) 閲覧場所

(ア) 府中市都市整備部道路課事務室内

(〒183-0056 府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎2階)

※閲覧希望者は、予め電話で閲覧したい資料を伝え、日時を予約する。なお、準備に日数を要するため、日程に余裕を持って問い合わせること。

※府中駅北第2庁舎には駐車場が無いため、公共交通機関を利用すること。

① 施設管理に関する事項：道路課維持管理係 佐藤、堀内

042-335-4536(直通)

② その他に関する事項：道路課インフラマネジメント担当 長谷川、石谷

042-335-4430(直通)

(イ) 閲覧期間

閲覧期間：令和5年10月下旬から11月上旬頃まで

※閉庁日及び正午から午後1時までの間を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

※参考資料の閲覧(第2回)は、二次審査参加事業者を対象とする。

ケ 受注候補者選定

受注候補者の選定は、「第3章5 一次審査及び二次審査の選定方法等」に基づき、選定するものとする。

※令和5年11月下旬頃

3 一次審査

一次審査は、参加申込書及び添付書類の内容について審査を行い、二次審査に進む対象者を選定する。具体的には、次の「表7 提案者を選定するための評価基準表」に基づき、評価項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

地域貢献度及び経験・当該業務の運営能力について構成企業員全ての者について評価し、その平均点を評価点とする。

一次審査の結果は、審査後、構成企業等の主契約企業へ書面にて通知する。

表 7 提案者を選定するための評価基準表

評価項目	評価の視点	配点
① 経営規模 (配点 5)	企業又は団体の規模等が、今回の業務を行うにあたって 適当か	5
② 業務遂行力 (配点 10)	業務遂行体制は十分か ※配置予定の技術者（統括責任者、副統括責任者）及び 保有資格、府中市又は府中市以外の類似業務実績の有 無 ※本業務遂行に必要な人員の確保及び体制	10
③ 地域貢献度 (配点 20)	次のいずれかに該当 ア 府中市内に本店又は支店がある (配点 20点) イ 多摩地区に本店又は支店がある (配点 10点) ウ 東京都内に本店又は支店がある (配点 5点)	20
④ 経験・当該業務の運営能 力 (配点 15)	次のいずれかに該当 ア 今回の業務に活かせる府中市発注 (配点 15点) の類似業務及び府中市以外の行政等 (民間含む)の類似業務のいずれも実 績がある イ 今回の業務に活かせる府中市発注 (配点 10点) の類似業務の実績がある ウ 今回の業務に活かせる府中市以外 (配点 5点) の行政等(民間含む)の類似業務実績 がある	15
合計		50

4 二次審査

二次審査は、提出された提案書を次の「表 8-1 受注候補者を選定するための評価基準表【基礎評価】」と「表 8-2 受注候補者を選定するための取組方針及び特定テーマ評価基準表」に基づき評価項目ごとに点数化し、効果と実効性の観点から総合的な評価及び審査を行う。

表 8-1 受注候補者を選定するための評価基準表【基礎評価】

評価項目		評価の視点	配点
① 本事業への取組方針 (配点 4)	本事業の理解と取組方針	本事業の主旨は把握しているか (性能発注、予防保全型管理、官民連携)	4
② 本事業の実施体制 (配点 8)	ア 業務担当者及び経歴と実績	担当者の本業務に類似する経験又は類似する各業務の経験は十分か (経験業務内容や経験年数)	6
	イ 継続的な運営を可能とする体制	継続的運営体制を維持できるか (有事の際に交代できる体制か)	2
③ 見積金額 (配点 10)	維持管理経費の縮減 ※委託料上限額を超える又は委託料上限額の60%未満は、審査を終了する	実効性の認められる適切な価格設定であり、かつ委託料上限額の範囲内で必要最少限に抑えられているか	10
(総価契約) ④ 各業務の実施計画 (配点 58)	ア 統括マネジメント業務	効率的で効果的な計画となっているか	4
	イ 巡回業務		6
	ウ 事故対応業務		2
	エ 災害対応業務		2
	オ コールセンター業務※ ¹		4
	カ 要望相談対応業務		4
	キ 補修・修繕業務		6
	ク 道路反射鏡・案内標識・街区表示板管理業務		2
	ケ 植栽管理業務		12
	コ 害獣・害虫対応業務		2
	サ 法定外公共物・水路管理業務		4
	シ 清掃業務		6
ス 占用物件管理業務	4		
合計			80

※¹東地区は全体を統括することについて評価し、南西地区及び北西地区はコールセンターからの連絡の受付体制及び対応後の報告等について評価するものとする。

表 8-2 受注候補者を選定するための取組方針及び特定テーマ評価基準表

評価項目		評価の視点	配点
方針1	本事業の取組 (配点10)	複数年度契約、包括委託、性能発注であることを活かした計画的な提案となっているか	10
方針2	管理運営の取組 (配点10)	デジタル技術を活用するなど、市と受注者との情報共有の方法を工夫した提案となっているか	10
方針3	各業務の取組 (配点10)	コストを最適化し、中長期的に持続可能な管理を行い、質の高い市民サービスを提供する提案となっているか	10
取組方針に対する提案者のアピールポイント (配点20)		事業者間での連携や民間企業ならではの知識・経験を活かした提案となっているか	20
特定テーマ (配点150)	① 市民サービスの向上	取組方法と実施計画が、具体的で効果的な提案となっているか	20
	② 経費削減に関する創意工夫	様々な媒体の活用による業務の効率化、作業の兼務化、取組方法と想定される削減効果が具体的な提案となっているか	20
	③ 災害時等の体制	台風や地震などの災害時を想定した具体的な体制となっているか	20
	④ 年間を通じた良好な沿道景観の維持	市民からの要望相談件数が減少するような具体的で効果的な提案となっているか	20
	⑤ 市内事業者の参画	適切な技術力・執行能力を有した企業により構成された団体等であり、市内事業者が適切な割合で参画しているか	20
	⑥ 市内事業者等の再委託事業者としての活用	具体的な活用方法の提案となっているか	10
	⑦ 府中市道路等包括管理事業への市内事業者の参画を促す取組	意見交換会の開催や維持管理のための要求水準に関する市との継続調整等、具体的で効果的な提案となっているか	10

	⑧ 地域活性化への取組や地域活動等への協力等	「府中まちなかきさら」や地元商工会等との連携、市が主催・共催等をするイベントや祭り等への協力、豪雨、降雪時等の子供や高齢者の見守り活動等への具体的な取組提案となっているか	10
	⑨ 特定テーマへの取組における提案者のアピールポイント	特定テーマについて、特にアピールする具体的な取組提案はあるか	20
合計			200

5 一次審査及び二次審査の選定方法等

一次審査は書類審査によって行い、二次審査はプレゼンテーションを実施する。一次審査の評価点と二次審査の評価点を加算し、最も点数が高かった提案者を受注候補者として選定する。

また、二次審査の実施時期は、二次審査参加事業者を対象に一次審査結果の送付時に通知する。審査結果の通知については、提案者の代表者のみに行う。

なお、複数地区に応募し、複数の地区で最も点数が高くなった場合は、東地区、南西地区、北西地区の順に受注候補者となり、原則複数地区を受注することはできない。ただし、一つの地区に他の受注候補者がおらず、評価点が水準を満たしている場合は、市は受注候補者に本業務を複数地区の業務を遂行できるかヒアリング等を行い、その結果、業務遂行可能と判断した場合は、複数地区を受注できるものとする。

6 契約内容及び業務内容等の協議

選定された受注候補者は、業務が円滑かつ速やかに実施できるよう契約内容及び業務内容等について市と協議・調整を行わなければならない。協議・調整は月1回程度とし、必要と認められる場合は、この限りではない。なお、協議・調整に必要な資料等の経費は、選定された受注候補者が負担するものとする。

7 事業契約に関する事項

(1) 基本的事項

市は、選定された受注候補者と協議を行い、契約を締結する。また、受注候補者選定後から事業契約の締結までの間、出資者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、市は受注候補者と事業契約を締結しない場合がある。なお、この場合においては、次点候補者と協議を行い、契約を締結することができる。

(2) 市と受注者の責任分担の明確化に関する事項

本事業において想定されるリスクについて責任分担を明確化するため、別紙の「リスク分担表」に示す。なお、リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見及び提案があった場合は、必要に応じて修正、変更等を行うことができるものとする。

(3) 費用の支払い

費用の支払方法は、四半期ごと（4月～6月、7～9月、10月～12月、1月～3月、請求は翌月1日）に行うものとする。その他、単価契約の場合は、都度支払うものとする。

(4) モニタリングの実施及び評価に関する事項

ア モニタリングの方法等

受注者は、別紙の「モニタリング手順書」に基づき、自ら実施業務をモニタリングし、その結果を市へ報告しなければならない。市は、受注者が定められた責任を果たし、本事業の実施を適正かつ確実に履行しているか否かを確認するために、提出された報告書等を要求水準書等に基づき、別紙の「モニタリング手順書」に従い業績監視を行う。

イ 業績の評価等

市は、モニタリングの結果に基づき、改善勧告を行うことができるものとする。改善計画書が提出されない及び改善が確認できない場合は、当該業務担当者及び実施企業の変更を求めるほか、状況に応じて委託料の支払いの減額又は契約解除ができるものとする。また、契約解除を行った場合は、次点の提案者と契約締結に向けた協議ができるものとする。なお、市によるモニタリング結果に基づく評価及び措置等については、別紙の「モニタリング手順書」に示す。

ウ 指標連動方式によるインセンティブの付与

本事業では、巡回による発見数及び要望相談受付件数により算出した巡回発見率の推移を確認することとし、設定した基準値に対する達成状況の評価する。当該評価結果に基づき加点ポイントを算定し、全域3期事業者選定時における評価点への加点措置制度等を設けることを予定している。評価及び措置等については、別紙の「モニタリング手順書」に示す。

(5) 契約事項の見直しの協議

本事業は、市と受注者の合意があった場合、契約期間内に契約事項を見直すことができるものとする。見直しの協議回数は年1回とし、時期は2月を予定する。

(6) その他

ア 係争に対する措置

次の書類の解釈に疑義が生じた場合は、市と受注者は本事業の事業目的の遂行を前提とし、誠意を持って協議の上で解決を図るものとする。

- 1) 市が公募手続きにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書
- 2) 受注者が応募手続きにおいて提出した事業計画等の提案資料
- 3) 市と受注者との間で締結された契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

イ 管轄裁判所の指定

契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

ウ 本事業の継続が困難となった場合の措置

- 1) 市は、受注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、別紙の「モニタリング手順書」に基づく手続きを行い、本事業の継続が困難と認められる場合、契約解除を行うことができるものとする。
- 2) 市は、その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、契約書の定めに基づき、市と受注者で協議を行うものとする。

3) 市は、債務不履行に伴う損害賠償を受注者に請求することができるものとする。

オ 引継ぎ

1) 引継書等の作成

本事業（全域3期）の受注者候補者への業務引継書及び引継資料を作成し、円滑な引継ぎを行わなければならない。

2) データの引継ぎ

本事業（全域3期）の受注者候補者へ作成した日報や報告書等について、CD-ROM等に格納し引継ぎを行わなければならない。

第4章 その他

1 その他の事項

- (1) 提出期間までに書類が提出されなかった場合は、いかなる場合であっても参加できない。
- (2) 提出期間後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 応募に係る経費は、応募者の負担とする。
- (4) 本提案に係る提出物については、返却しない。
- (5) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 本提案に係る書類に虚偽の記載をした場合には、同書類を無効とし、指名停止を行うことがある。
- (7) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本提案により採用されたことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではない。また同様に、来年度以降の業務についての契約を保証するものでもない。
- (9) 現時点では、令和6年度以降の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約することとする。
- (10) 参加表明、提案に係る費用はすべて応募者の負担とする。
- (11) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨は円を使用する。

【 問い合わせ 】

府中市都市整備部道路課

インフラマネジメント担当

担当者 長谷川、石谷

〒183-0056 府中市寿町1-5（府中駅北第2庁舎2階）

電話 042-335-4430（直通）

E-mail douro07@city.fuchu.tokyo.jp

令和 年 月 日

府中市長 高野 律雄

住 所

会社名

代表者

公募型プロポーザル方式への参加申込書

プロポーザル方式による提案書の募集について、関係書類を添えて参加することを希望します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び府中市業者指名停止措置期間中でないこと並びに本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

- 1 対象業務件名
府中市道路等包括管理事業（ 地区）
- 2 府中市における競争入札参加資格
あり・なし
- 3 その他(参加を表明するにあたり、特筆すべきことがあれば記入)
- 4 連絡先
(担当者の会社名、住所、所属・氏名（ふりがな）、連絡先（電話番号）を記載)